

11月30日は年金の日

この機に
確認!

じぶんの年金

自分の年金は、もれなくきちんと受け取りたいもの。そのために、「年金の日」を機に、年金記録などを確認しておきましょう。

監修 / 社会保険労務士 望月厚子

「年金の日」を知ってますか?

厚生労働省は、平成26年から、毎年11月30日(いいみらい)を「年金の日」としています。そして、この日に、ねんきんネットなどを利用して年金記録や年金受給見込額を確認し、一人一人が自分の老後の生活設計を改めて見直すよう呼びかけています。



この機会に、ご自身の年金加入記録を確認してみませんか?

どうして年金記録の確認が必要なの?

もし年金記録に漏れがあると、本来もらえるはずの年金額がもらえません。かつて問題になった年金記録問題は現在も継続していて、持ち主不明の記録が約1,951万件残っています(平成29年3月時点)。この中から自分の記録が見つかり、年金記録が一本化できれば、年金額が増える可能性もあります。これを機に、記録に漏れがないか確認しておきましょう。

また、手続き忘れなどで年金記録に「未納」期間がある場合でも、後納・追納や任意加入(6ページ参照)などの対応法があります。きちんと手続きをすれば、年金受給額がアップする可能性があります。



年金記録の確認方法と、記録が漏れやすいケースを紹介!

やって おきたい 3ステップで確認! 年金記録

STEP

① 「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」などで確認

日本年金機構から届く書類で詳しい年金記録が確認できます。

- ・「ねんきん特別便」や一部の「ねんきん定期便」
- ・年金請求手続き前に届く「年金請求書(事前送付用)」

また、日本年金機構のサイトにある「ねんきんネット」(本紙裏表紙参照)で、自分の年金記録や年金見込額の確認ができます。年金記録に空白期間がないか確認しましょう。

STEP

② じぶんの「履歴整理表」を作ってみる

年金記録に空白期間があるなど、不明点がある場合は、自分の結婚や職歴などについて履歴を整理してみましょう。

- 履歴整理表に書く内容

| 年 | 年齢 | 学校や勤め先 | 住所 | 結婚、離婚、配偶者の勤め先、氏名の変更など |
|---|----|--------|----|-----------------------|
| | | | | |
| | | | | |

※書式は日本年金機能のホームページよりダウンロード可能。<http://www.nenkin.go.jp/>

STEP

③ 気になることがあれば、年金事務所へ

年金記録に気になる点があれば、年金事務所などの窓口で相談しましょう。年金記録に漏れがある場合は、自分の年金記録を探してもらうことができます。自分の年金記録が見つかり、一本化できれば、その分の年金額がアップします。

未加入・未納期間がある場合は、年金額を増やす方法について相談できます。

持っていくものリスト

- 身分を証明するもの
(運転免許証など。
写真付きでないものは2種類)
- 日本年金機構から届いた書類
- 持っている年金手帳すべて
- 印鑑
- 委任状
(本人以外の方が手続きをするとき)
- ※書式は日本年金機構のホームページよりダウンロード可能
- 履歴整理表

年金記録に 漏れがないかをチェック!!

下のチェック項目にひとつでも当てはまる場合、自分の年金記録の一部が、持ち主不明扱いになっている可能性があります。これらを確認し、自分の年金記録に統合(一本化)すれば、年金額が増える可能性があります。チェックリストを使い、年金記録や年金見込額を確認しましょう。

転職を繰り返している

転職を繰り返すなどして、年金手帳を2冊以上持っている場合は、それぞれの厚生年金保険の加入記録が、自分の年金記録にきちんと反映されているか確認が必要です。



短期間、働いていたことがある

働いていた期間が1か月でもあれば、厚生年金保険に加入していた可能性があります。会社名が思い出せなくても、年金事務所で手がかりを参考に調べてくれます。

20歳前に働いていた時期がある

20歳未満の勤務期間も、年金受給資格期間に算入できます。また、脱退手当金を受け取っていない場合は、その期間に応じて年金額も増えます。未成年時の厚生年金保険の加入記録が反映されているか確認しましょう。

結婚、離婚、養子縁組などで 姓が変わった

旧姓の頃の年金記録が、今の姓名の年金記録と統合(一本化)されていない可能性があります。



生年月日に同じ数字が続く

たとえば1月11日生まれなどの場合、入力ミスで11月1日生まれとして登録されている可能性があります。

読みづらい名前、または性別の わかりづらい名前である

かつて、年金記録はカタカナ入力だったため、読み方が難しい、あるいはまちがえやすい名前は、まちがったよみがなで登録されている可能性があります。

「かおる」「あきら」「みさお」「ひろみ」など、性別が判断しづらい名前は、まちがった性別で記録されている可能性があります。



日本年金機構から届く書類を 開封して読んでいない

日本年金機構からは、年金記録や年金保険料納付状況などに関するお知らせのほか、手続き漏れがある人を救済する特例のお知らせなど、年金をきちんと受け取るために必要な情報が届きます。かならず封を開けて目を通すようにしましょう。



手続き忘れもチェック!

年金に関する手続きに漏れがあると、年金記録に未加入・未納期間が発生し、年金受給額が少なくなる、受給資格が得られなくなる可能性があります。とくに次の項目に当てはまる人は、年金記録や年金見込額を確認しましょう。

国民年金保険料の未納期間がある

20歳以降60歳になるまでの間で、学生や自営業であった時期、あるいは会社員でも退職後は、国民年金第1号被保険者の手続きをし、保険料を納める必要があります。保険料を納めることが難しい場合は、市区町村役場で保険料「免除」の相談・手続きをして、未納期間を作らないようにしましょう。

専業主婦(夫)である

厚生年金保険加入者(会社員や公務員など)の配偶者(年収130万円未満で20歳以上60歳未満の専業主婦・専業主夫^{*})は、保険料負担はありません。しかし、たとえば会社員である夫が中途退職・定年退職した時点で、自分が60歳未満なら、国民年金第1号被保険者の手続きをし、保険料を納める必要があります。また、自分が働いて厚生年金保険に加入した場合も要注意。その後専業主婦(夫)に戻った場合は、第3号被保険者に戻る手続きが必要です(平成14年3月31日以前。現在は夫の勤務先が手続きをしてくれます)。

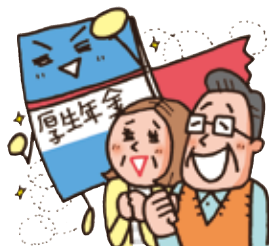
*ただし、5ページ「UP術1」に該当する場合を除く

年金記録と合わせて確認! 将来の年金額アップ法&お得術

UP術 1 厚生年金保険に加入し、 将来の年金額を増やす

企業などに勤めて、厚生年金保険に加入すれば、収入や加入期間に応じて老齢厚生年金額がアップします。厚生年金保険に加入するための条件については、事業所の規模によって異なります。

平成28年10月からは、従業員501人以上の企業について、短期労働者の厚生年金保険の適用対象が拡大。平成29年4月からは500人以下の企業でも、労使間で合意をすれば厚生年金保険に加入できるようになりました。より多くの人が今までより手厚い保障を受けられるよう制度が改正されています。



UP術 2 国民年金加入者は、 「付加年金」で年金額アップ

専業農家などが加入する国民年金で、将来の受給額を増やす方法がこちら。月々の国民年金保険料に、400円の付加保険料を上乗せして納めると、将来受け取る老齢基礎年金に付加年金がプラスされます。

付加年金額は、年当たり200円×付加保険料の納付済月数。これが一生もらえます。

申し込みは市区町村役場で。なお、国民年金基金加入者は利用できません。



付加保険料を5年間(60か月)納めた場合(例)

納付 付加保険料 400円×60か月=総額2万4,000円
受給 200円×60か月=毎年1万2,000円

3年目からは、もらえる金額が納めた額を上回ります!

お得術

国民年金保険料を 前納で払えばお得!

国民年金保険料は、まとめて前納すると割引になります。6か月分前納、1年分前納、2年分前納があり、とくに割引率が高いのが2年分を口座振替で前納する方法です。

口座振替の前納は申し込み期限が毎年2月末です。1月ごろに申し込み用紙が送られてきたら、すぐに手続きしましょう。



口座振替による2年分の保険料額と割引額

(平成29年度分の場合)

| 2年分前納 | 1年分前納 | 6か月分前納 |
|-----------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------|
| 保険料 37万8,320円 (計1万5,640円割引) | 保険料 19万3,730円×2回 (計8,300円割引) | 保険料 9万7,820円×4回 (計4,480円割引) |

※カッコ内は毎月納付の場合と比較した割引額を2年分に換算したものです。次年度の保険料によっては納付額、割引額が上下します。

UP術 3

後納・追納で 老齢基礎年金額がアップ

国民年金保険料の未納あるいは免除期間があるため、老齢基礎年金が満額受給できない、あるいは受給資格が得られないといった場合でも、救済措置があります。

- 手続きをせずに保険料が未納になっていた**
原則として2年までさかのぼって納めること(後納)が可能です。現在はさまざまな特例もあるので、年金事務所の窓口で相談を。
- 手続きをして保険料が免除されていた**
10年までさかのぼって免除されていた保険料を納めること(追納)が可能です。

60歳以上65歳未満の方は「任意加入」

市区町村役場に申し出て国民年金に「任意加入」をして、国民年金保険料を納めることができます。納付した期間に応じて、老齢基礎年金を満額に近づけることができます。